

# 森林ボランティア団体活動支援事業実施要領

(公社) 秋田県緑化推進委員会

## 第1 趣 旨

森林ボランティア団体等の活動の活性化と緑化思想の普及啓発を図るため、森林ボランティア団体等が行う植樹、育樹、環境緑化活動（以下「森づくり活動」という。）及び研修会の開催等に対して助成する。

## 第2 助成対象者

森づくり活動等を行う森林ボランティア団体等の代表者とする。

## 第3 助成要件

- (1) 森林ボランティア団体等が主催し、概ね30人以上が参加して森づくり活動及び研修会の開催等を行うものであること。
- (2) 森づくり活動対象地は、土地の所有者または管理者の了解が得られている場所で行うものであること。
- (3) その他適当と認められる場合とする。

## 第4 助成対象経費

森づくり活動等に直接要する次の経費とする。

需用費	資材費（苗木、支柱、肥料、土壌改良材、標識テープ、標柱、看板など） 消耗品費（用紙、封筒、鋸・鎌等の作業器具など） 燃料費（チェーンソー、刈払機の油脂燃料など） 印刷製本費（資料のコピーなど）
役務費	通信運搬費（切手・ハガキなど） 保険料（森づくり活動参加者の傷害保険料）
委託料	伐開、刈払い、地ごしらえ、大径木伐倒等の作業委託
使用料 及び 賃借料	バス・レンタカーの借上料、会議室使用料、 機械・器具の借上料
報償費	外部の講師、指導者、補助者への謝金

## 第5 助成額

1件当たり200,000円を上限とする。

## 第6 実施の手続き

### (1) 事業計画の申請及び決定

ア 代表者は、事業承認申請書を公益社団法人秋田県緑化推進委員会（以下「本会」という。）に提出する。 (様式1, 2)

イ 本会は、事業実施計画書を審査し、事業の承認と助成金額を決定する。 (様式3)

### (2) 完了報告

ボランティア団体等の代表者は、事業が完了したときは事業完了報告書様式4, 5とともに請求書様式6を本会に提出する。

(様式5は様式2を準用)

### (3) 助成金の支払い

本会は、事業完了報告書により事業の実施を確認したのちに、助成金を支払うものとする。

ただし、必要があると認めるときは、助成金決定額の5分の4を限度として概算払をすることができるものとする。この場合において、概算払を受けようとする代表者は、様式7により請求を行うものとする。

## 第7 申請書提出期限

別途通知するところによる。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この改訂は、平成25年1月4日から施行する。

### 附 則

この改定は、平成28年6月1日から施行する。

### 附 則

この改定は、平成31年1月1日から施行する。